

京都市訓令甲第10号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市行政資料管理規程の一部を次のように改正する。

平成30年 3月30日

京都市長 門 川 大 作

第6条第1項各号列記以外の部分及び第7条中「総合企画局プロジェクト・国際化・情報化担当局長」を「総合企画局プロジェクト・情報化担当局長」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(総合企画局総合政策室)